

令和 7 年第 2 回（3 月）
宮代町議会定例会

一般質問通告書

宮代町議会

通告第 1 号	川 野 武 志	議員		P 1
通告第 2 号	土 渕 保 美	議員		P 4
通告第 3 号	鈴 木 次 男	議員		P 6
通告第 4 号	小 島 あけみ	議員		P 7
通告第 5 号	塚 村 香 織	議員		P 9
通告第 6 号	丸 藤 栄 一	議員		P 1 1
通告第 7 号	合 川 泰 治	議員		P 1 3
通告第 8 号	福 澤 和 美	議員		P 1 5
通告第 9 号	泉 伸一郎	議員		P 1 8
通告第 1 0 号	金 子 正 志	議員		P 2 0
通告第 1 1 号	佐 藤 将 行	議員		P 2 2
通告第 1 2 号	丸 山 妙 子	議員		P 2 6
通告第 1 3 号	野 原 洋 子	議員		P 2 8

通告第 1 号	令和 7 年 3 月 定 例 会 令和 7 年 1 月 2 8 日 午後 1 時 0 0 分 令和 7 年 1 月 2 8 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 川 野 武 志 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。
質問事項	質 問 の 要 旨
1 災害への備えについて	昨年元旦の能登半島地震に続き、9月の記録的豪雨が復興半ばの能登半島を襲い、複合災害で被害が拡大しました。亡くなられた皆様に心より哀悼の意を表し、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。また、自衛隊、警察、消防、その他行政関係者の皆さま、そして災害ボランティアの皆さまに改めて敬意と感謝を申し上げます。 さて、本年1月13日には日向灘を震源とするマグニチュード6.9の地震が発生するなど、巨大地震の発生が逼迫した状態であり、全国各地で地震や風水害が激甚化しています。 人間は天災にあらがうことができません。しかし、私たちは、これまでに多くの教訓を得てきたはずです。これまでの教訓を生かして、災害対策を充実させることが急務です。 これらを踏まえて、能登半島での被災地支援等を踏まえ、どのような教訓や課題を得たのか、それを町の災害対策にどのように生かしていくのか、町の考えと今後の対策について次の点をお伺いします。 ① 災害時における自治会、防災会、行政の役割

	②昨年6月の国の防災基本計画の改定を踏まえた町の対応 ③避難所運営のシミュレーションや訓練の状況 ④被災状況調査や災害ボランティアの受け入れ体制 ⑤災害派遣で得た経験等のフィードバックと実践
2 産業系土地利用への転換について	第5次宮代町総合計画・前期実行計画には、和戸駅周辺活性化事業と姫宮駅西側周辺活性化事業が位置付けられており、産業系の土地利用による地域の活性化に向けた検討が進められております。 しかし、和戸駅西側地区では西口開設や開発整備に加え、残土の山の解消が、須賀高野島地区では商業施設の誘致や須賀上交差点の改良が、姫宮駅西側地区では企業誘致に加え、町道252号線の北春日部方面への延伸や隼人堀川への新橋設置などの課題があります。また、これらの地区は、ほとんどが農用地区域であり、また、地権者合意や事業費の確保などの課題もあると思います。 そして、これらの事業については、私はこれまで何度も一般質問で取り上げてきましたが、具体的な進捗が見えない事業も多くあります。 担当課では鋭意取り組んでいただいていることは承知しておりますが、特に、町長が公約として掲げた事業で、かつ、実行計画事業については、もっとスピード感をもって着実に進めていただきたいと思います。 これらを踏まえて、次の点をお伺いします。 ①産業系の土地利用の検討状況や関係地権者の反応 ②和戸駅西口開設に向けた具体的な検討や基金創設の考え ③残土の山の解消に向けた具体策 ④企業誘致に関する窓口一元化による体制強化

3 町制施行 70 周年記念事業について	昭和 30 年 7 月 20 日に百間村と須賀村が合併して誕生した宮代町は、今年で 70 年になります。また、町名は、姫宮神社の「宮」と身代神社の「代」をそれぞれいただいて、「宮代」となりました。 今年の干支は、乙巳（きのと・み）です。巳年はヘビが脱皮することから復活と再生を意味し、新しいことが始まる年だと言われております。そして、新井町長にとっても、今年は非常に重要な年であると思います。そのようなことから、私としては令和 7 年が明るい未来に向けて宮代町の新たな時代を築くための一年になって欲しいと願っています。 これらを踏まえて、次の点をお伺いします。 ① 70 周年にふさわしい町民まつり等の実施 ② 明るい未来に向けた町長の考えや提案
-----------------------------	---

通告第 2 号	令和 7 年 3 月 定 例 会 令和 7 年 2 月 6 日 午前 1 0 時 3 0 分受付
令和 7 年 2 月 6 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 土 渕 保 美 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。	
質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1 姫宮駅西口 景観整備並び に北春日部方 面への延伸に ついて	昨年 1 2 月 7 日（土）の早朝より、西口周辺の自治会長をはじめ、会員の皆様や多くのボランティアの皆様のご協力により、西口ロータリーを中心とする花壇に花の苗の植え付けを行いました。まちづくり建設課長を中心に職員の指導を受けながら、花壇設計図面を参考に、順調に進んで、大まかな作業は 1 時間半で終了し、最後に参加者全員で記念写真を撮り解散となりました。現在は花の苗もしっかり育ち、駅前広場のインターロッキング舗装に、繁茂していた雑草等も綺麗に除去され、爽やかな西口ロータリーとなり、周辺地域の方々、そして駅を利用する方々にとりましても大変心地よい駅前となりました。そこで伺います。 ① 今回の景観整備で感じた事や課題、そして、今後の町の展開は。 ② 北春日部方面への延伸の進捗状況は。
2 新しい村に ついて	新しい村が整備されてから 2 0 年以上の月日が過ぎました。当時とは違い、近隣に様々な道の駅等類似施設や大型店舗が増加しています。村の店舗は狭い、買い物客の導線も狭い、出荷される組

	合員の減少、駐車場不足等様々な課題が出てきています。今後どのように展開していくのか伺います。 ①「結」の売上金額を増加するためには、売り場面積を増やす事が必要だと思うが、どのように考えているのか。現状の狭い店舗を改善しないのは何故か。 ②指定管理料の積算内容は、どのように考えているのか。またそれは適正か。 ③今後の第5次総合計画の新しい村の位置づけは。
3 各グラウンドの雑草等撤去作業とサマータイム導入について	事例では、昨年度に笠原落しの浚渫作業が県の事業費を活用し、見違えるほど綺麗になりましたが、半年後には雑草等の勢いは衰えず「何で」と言わしめるまでに成長し、近年の異常気象の一環を垣間見ることとなっています。この事は町が管理する各地区にあるソフトボール場やグラウンド等にも当てはまり、生涯スポーツで汗を流し、楽しむ利用者にとって伸びた雑草は大変迷惑なものとなっています。そこで伺います。 ①年2回となっている除草作業を増やす考えは。 ②来年度から除草に対する部署が増設されると聞いたが、その内容と対策は。 ③利用者の中にボランティアで草刈りをやりたいと申し出ているが、町の考えは。 ④近年の暑さ対策の一環として、夕方にグラウンド利用時間延長のサマータイムを導入する考えは。
4 空き店舗活用事業について	現在、一部地域で活用されている事業ですが、地元商工業並びに宮代町の発展のためにも、そして、今後、少子高齢化が進む地域住民のためにも、なくてはならない事業と考えています。そこで伺います。 ①現在の進捗状況並びに課題、そして、今後の展開は。

通告第 3 号	令和 7 年 3 月 定 例 会 令和 7 年 1 月 2 8 日 午後 1 時 0 5 分受付
令和 7 年 1 月 2 8 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 鈴木次男 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。	
質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1 魅力ある宮代町の移住・定住促進について	平成 2 4 年度から社会異動の増減がプラスに転じたことにより緩やかな人口増加でしたが、令和 2 年度をピークに少しずつ減少しています。これは、社会移動はプラスですが、それ以上に自然移動が大きいことからです。人口の減少は、町政にも大きな影響があると思います。そこで移住・定住促進について、まち独自の支援制度や考えを伺います。 ① 移住して来た時の制度は。 ② 定住のための住宅リフォームや建て替えなどの制度は。 ③ 子育てに関係する制度や取組みは。 ④ 小中学校に関係する制度や取組みは。 ⑤ 高校、大学、専門学校に関係する制度は。 ⑥ 農商工に関係する制度や取組みは。 ⑦ 老後の生きがいに関係する制度や取組みは。 ⑧ 今後、住宅地や工業地誘致などの考えは。 ⑨ 町が考えるお勧めスポットは。 ⑩ 町が考える移住のための魅力とは何か。

通告第 4 号	令和 7 年 3 月 定 例 会 令和 7 年 1 月 2 9 日 午前 8 時 5 0 分受付 令和 7 年 1 月 2 9 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 小島あけみ 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。
質問事項	質 問 の 要 旨
1 5 歳児健診 について 2 認知症施策 推進基本計画 について	こども家庭庁は、5 歳児健診の全国実施を目指し自治体の補助を引き上げるなど支援を強化している。子どもの発育状況などを確認する乳幼児健診は、1 歳半と 3 歳が義務付けられ、他に就学前健診がある。5 歳児健診は自治体の任意で全国では 1 4 %にとどまっている。 国は、令和 1 0 年度までに全国での実施を目指し、健診費用の補助額を国と市町村で 2 分の 1 ずつの負担とし、保健師や心理士などの支援も強化するとともに、さらに 5 歳児健診ポータルサイトを開設し、普及に努めている。そこで以下の点について伺う。 ① 過去 3 年の 5 歳児の人数は。 ② 就学時健診の内容と実施時期は。 ③ 5 歳児健診の重要性についての当町の考えと、実施体制の課題は。 認知症施策推進基本計画が昨年 1 2 月に閣議決定され、県や市町村には計画策定の努力義務が課せられた。この基本計画では「新しい認知症観」を提唱している。認知症になっても住み慣れた地

	域で希望をもって自分らしく暮らし続けられるという考え方を示した。そこで以下について伺う。 ① 計画策定には既存の介護保険事業計画など一体的なものとしてもよいとなっているが、当町の考えは。 ② 基本計画策定のポイントに、「a 当事者本人の参画」、「b 学校教育において知識・理解を深める」とあるが、取り入れていく考えは。 ③ 「認知症になっても希望をもって暮らせる町づくり」への町長の見解は。 3 感震ブレーカーの普及啓発について 地震による火災を防ぐには、強い揺れを感知すると自動的に電気を遮断する「感震ブレーカー」が有効である。しかし、令和4年度の県の調査では設置率は14.5%にとどまっている。背景には認知度の低さや、出火防止効果を実感しづらいことがあるとされる。当町における普及啓発の考えについて伺う。
--	--

通告第 5 号	令和 7 年 3 月 定 例 会 令和 7 年 2 月 6 日 午前 1 0 時 2 8 分受付
令和 7 年 2 月 6 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 塚村 香織 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。	
質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1 いじめ・不登校対策事業について	いじめや不登校など、学校生活の課題に関する相談体制は、スクールカウンセラーや教育支援センター、さわやか相談室において、相談支援員、教育支援員、臨床心理士などを配置し、増加する相談件数に応じて人員を拡充いただいている現状です。様々な問題は、学校現場での初期対応がその後の子どもたちの環境に大きな影響を与えます。そこで伺います。 ①いじめや不登校などの相談内容について、学校内の共有及び関係機関との連携はどのような体制で行われているのか。 ②進級時や中学校入学時に、相談内容の引継ぎは行われているのか。 ③新小学1年生は入学前からの相談は学校と共有されているのか。 ④さわやか相談室について、各校利用人数に差があるが、受け入れ環境や相談員の対応に違いがあるのか。また情報交換や研修などはされているのか。 ⑤保健室登校への見解及び当町の養護教諭の役割はどのようになっているのか。

2 新まちづくり建設課について	⑥当町では、いじめ重大事態が4件発生している。調査報告書の提言を受け、再発防止に努めていると思うが、今後の対策への見解は。 令和7年4月から、道路や公園の草刈りを今までより適切に管理するための部署を兼ね備えた新しい「まちづくり建設課」が誕生します。通学路や公園などの草の繁茂解消は、交通安全や防犯対策、子育て支援にも繋がる大切な取り組みです。そこで伺います。 ①新まちづくり建設課の職員構成は。 ②住民からの草刈りの要望にはどのように答えていくのか。 ③草刈りをシルバー人材センターへの委託や職員だけで担うのは大変ではないかという声がある。今後のビジョンは。
3 メイドインみやしろの活用	宮代ブランド創造事業では、町内商工業者の特産品をメイドインみやしろ推奨品として認定し、町内外へのPRやマルシェの開催などで支援をしています。そこで伺います。 ①メイドインみやしろ推奨品取り扱い事業者及び町民からの反応は。またメリットがあった点は。 ②メイドインみやしろ推奨品及び取り扱い事業者の広報を強化し、町外のファンを増やすなどメイドインみやしろを発展させていく考えは。

通告第 6 号	令和 7 年 3 月 定 例 会 令和 7 年 2 月 1 0 日 午前 8 時 3 3 分 受付 令和 7 年 2 月 1 0 日 宮代町議会 議長 様 宮代町議会 議員 丸 藤 栄 一 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。
質問事項	質 問 の 要 旨
1 町内の下水道管対策の強化を	八潮市で起こった大規模な道路陥没事故では、破損した下水道管は、当町など周辺の 1 2 市町で下水道を共同処理しているため、口径約 4.7 m と大変大きなもの。埼玉県は汚水の量を減らすため、関係住民に節水を呼びかけている。 全国では管路施設を原因とする道路陥没事故は、現在でも年間で約 2,600 件。管路以外を含めれば、年間で約 1 万件以上発生するなど、いっどこで起こっても不思議ではない。 国土交通省は再発を防ぐため、下水道を管理する全国の自治体に緊急点検を要請。対象は大規模な下水処理場に接続する一定以上の口径の下水道管で、腐食などがないかどうか目視で確認するよう求めているとのこと。 そこで、以下の点について伺う。 (1) 町内の下水道管の管理状況はどのようなになっているのか。特に危険な下水道管はないのか。 (2) 当町の下水道管は布設後約 40 年位経過し、老朽化対策は必要と考えるが、町の見解は。 (3) 持続的な下水道機能を確保するため、計画

	的な維持管理などが必要と考えるが、町の見解は。 2 危険な五差路に押しボタン式信号機などの設置を 東小学校付近の危険な五差路については、これまで、町や埼玉県杉戸県土整備事務所の努力により、改善されてきた経緯がある。特に東小学校グラウンド側への後退によって、住民が一部横断できるようになったことは評価できる。 しかし、信号機が設置されないまま現在に至っている。周辺の住民はもちろんのこと、関係住民からも「この道路を横断するのに命がけ」、「大変危険で足がすくむ」という声が依然として聴かれる。 そこで以下の点について伺う。 (1) 現在の五差路は人より自動車などの方を優先しているように思えるが、町の見解は。 (2) 町として周辺住民の声に対し、どのように改善策を講じていくのか。 (3) 危険な五差路を安全に渡れるように押しボタン式信号機や横断歩道などの設置が必要と考えるが、町の見解は。 3 新橋通り線の推進を 新橋通り線については、一時期地権者とのやり取りもあり前進するかのように見えたが、その後一向に進んでいないようである。 そこで以下の点について伺う。 (1) 新橋通り線の進ちょく状況については、現在どのようなになっているのか。 (2) みやしろ地下道から東へ向かった町道148号線は幅員が狭い箇所があり、買い物や通学するにも歩道がなく、危険な思いをしている。いつになったら改善されるのか。 (3) 新橋通り線については、周辺の住民からも心配の声を聴くが、今後の計画はどのようなになっているのか。
--	--

通告第 7 号	令和 7 年 3 月 定 例 会 令和 7 年 2 月 1 0 日午前 8 時 3 0 分受付
宮代町議会議長 様	令和 7 年 2 月 1 0 日 宮代町議会議員 合川 泰治 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。
質問事項	質 問 の 要 旨
1 商店街の街路灯が消えないようにしたい	宮代町では商店街の街路灯に対して、「宮代町商店街等街路灯電気料補助金制度」を設けています。 しかし、電気料金の高騰や商店会員数の減少などにより年々、会員の負担が増加しており、このままでは街路灯の灯りが消えてしまうことも考えられます。 そこで以下の点について伺います。 ①街路灯（大学通り商店会）の必要性についての見解は。 ②本制度では年間 1 0 万円を限度としているが、拡充する考えはあるか。 ③駅前一番街は地域資源として活用すべきと考える。本制度では街路灯に個店名があるものは要件に該当しない。そこで、要件を緩和する考えはあるか。
2 新しい村の発展を目指して	2 0 2 3 年に「新しい村魅力アッププラン」を策定し、令和 7 年度から 9 年度にかけてリニューアルを実施する予定です。 そこで、以下の点について伺います。 ①新しい村の未来像は。 ②新たな機能として考えていることは。 ③年々、売上高は増加しているものの、利益率は

	減少傾向にあり、昨年度は赤字に転落した。その要因は。 ④森の市場「結」の売上高、利益率アップのための取組みは。 ⑤森のカフェの売上高、利益率のアップのための取組みは。 ⑥アグリ部門（育苗、農作業受託など）の売上高、利益率アップのための取組みは。 ⑦ハーブ園はなぜ公共性が高いのか。収益性を求めるべきと考えるが見解は。 ⑧調査結果から宿泊施設を望む声もあるが、宿泊機能についてはどのように考えているか。 ⑨観光を担う機能を付加するとのことだが、どのような体制で臨むのか。
3 若者の意見をまちづくりに	令和5年4月にこども基本法が施行されました。 そこで、以下の点について伺います。 ①「こども」とは、心と身体の発達の過程にある人とされています。これをどのように捉えているか。 ②第11条では、こども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする、とある。具体的にはどのような場面を想定しているか。 ③若者参画条例を制定する意向はあるか。
4 いじめのない学校を目指して	宮代町ではこれまで、条例の制定や基本方針の改定を行うなどいじめの再発防止に努めてきたところではありますが、現状では4件の重大事案が発生しています。 そこで、以下の点について伺います。 ①初期対応の難しさはどのようなところにあるか。 ②現場の観点から、いじめ防止対策に関する問題点は。 ③いじめ防止対策として町ができることは。

通告第 8 号	令和 7 年 3 月 定 例 会 令和 7 年 1 月 2 9 日 午前 1 1 時 1 6 分受付 令和 7 年 1 月 2 9 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 福澤 和美 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。
質問事項	質 問 の 要 旨
1 宮代産農産物について	第 5 次宮代町総合計画の中で「新しい村魅力アップ事業」や「集落で支えあう営農事業」、「宮代農業人材育成事業」など、農業を次世代の担い手にとって魅力ある産業としていくために、農作業環境の向上や将来の宮代農業を支える若手農業者の育成を方針に掲げております。また、宮代町の農業を観光や環境、教育、福祉など様々な分野で活かして魅力や価値、独自性を高めていくとあります。 現在は宮代の特産として米や巨峰をふるさと納税の返礼品としています。そこで以下について伺います。 ①宮代の特産である米農家、巨峰農家への支援はどのようなになっているのか。また現状の課題や今後の考えは。 ②「農」のあるまちづくりとして、例えば埼玉県はプレミアムいちご県に認定されている「いちご」や、近年様々な品種が出ている「とうもろこし」、また令和 8 年度から国の指定野菜に追加される「ブロッコリー」など何か新たな町の特産物として支援し、PR する考えは。 ③令和 8 年春、白岡市にグランピング施設がオー

	ブン予定だが、宮代産の野菜を使ってもらえるようなプランは。
2 宮代町の空き家について	令和6年7月に宮代町管理不全空家等の適正管理に関する条例が施行されました。倒壊や保安上危険となる恐れのある「特定空家」に加えて、そのまま放置すれば特定空家に該当する恐れのある「管理不全空家」に対しても、必要に応じて緊急安全措置を行うことが可能になり、周辺的生活環境の改善に繋がると期待されます。宮代町の空き家は令和3年度65件、令和4年度76件、令和5年度100件と年々増加しており利活用の促進も空き家対策として有効だと考えます。そこで以下について伺います。 ①条例施行後の特定空家と管理不全空家の数と処理状況は。 ②利活用の促進として取り組んでいるケースはあるか。また今後考えていることは。 ③移住する人を対象に、農地付き空き家を安価に提供することや空き家の改修費補助を行う考えは。 ④空家等対策協議会の進捗状況は。
3 規格外の木材や枝木の処理について	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、規格外の木材や枝木は、現在、さいたま市の民間事業者（有）太盛に直接搬入し、リサイクル処理されています。搬入された木材や枝木は粉砕処理後に県外の木質バイオマスを利用した発電施設の発電ボイラーの燃料として再利用されています。 （有）太盛までは役場から23.1km約52分と遠く、近隣の白岡市にあるシナネンエコワーク（株）白岡リサイクルセンターは役場から8.4km約21分と直接搬入しやすい距離です。そこで以下について伺います。 ①現行に追加してシナネンエコワーク（株）にも直接搬入の対応は。 ②①に対して、課題は。

4 食品ロス対策について

食品ロスはごみ問題や環境問題にもつながり、SDGsにも掲げています。食品ロスを日本国民一人当たりに換算すると、毎日お茶碗約1杯分の124gの食べ物が廃棄されています。一人ひとりが家庭でできることを取り組むことが大切です。そこで以下について伺います。

①町で行っている食品ロス対策は。

②食品ロス対策の課題と今後の対応は。

通告第 9 号	令和 7 年 3 月 定 例 会 令和 7 年 2 月 4 日 午前 8 時 3 3 分 受付
令和 7 年 2 月 4 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 泉 伸一郎 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。	
質問事項	質 問 の 要 旨
1. G I G A スク ール端末の更 新について	G I G A スクール構想の下で整備された端末の更新について、令和 6 年 8 月現在で端末の総数は全国で 9 5 0 万台といわれている。「G I G A スクール構想実現に向けた I C T 環境整備調査」によると、端末更新の 6 8 % は令和 7 年度に集中している。このため、来年度予算での更新端末の適切な調達課題となる一方で、端末の適正な処理にも同時に取り組んでいく必要がある。そこで質問する。 ① G I G A スクール構想第 2 期では、政府の負担で都道府県に基金を創設し、原則として都道府県ごとの共通仕様書をもとに共同調達することになっているが、更新に向けた進捗は。 ② これまで活用してきた端末の処理について、大量の端末処理をどのように進めていくかが大きな課題になっているが、町の取組は。
2. 自治会の運営 補助について	自治会の運営は人口減少と高齢化によって、維持することが難しい状況になっている。多くの自治会で組織の弱体化や自治会員の減少が進んでいる。また、転入者が自治会に入会しない事例も多

	いと言える。昨年11月に区長・自治会長との意見交換の場として「サロン・ド・ギカイ」を開催し、各地域で抱えるいろいろな課題が寄せられた。そこで質問する。 ①町は自治会などの地域コミュニティ組織の弱体化や課題についてどのような認識を持っているか。 ②自治会の役員になると仕事が多くなり負担を感じることで、役員になることを拒む方が多いのが実情である。町職員のデジタル化が進んでいると聞いているが、自治会のデジタル技術を活用した地域コミュニティの構築について町の見解は。
3. 耕作放棄地の対策について	「耕作放棄地」とは、以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付けせず、数年の間に再び作付けする意思のない土地のことである。農林水産省が令和2年4月に発表した「荒廃農地の現状と対策について」によれば、耕作放棄地の面積は年々増加しており、平成27年では42.3万ヘクタールが放棄されていると言われている。当町でも耕作放棄地が多くなっており、様々な問題が発生しているが、町はどのように認識しているか。
4. 体育館への空調設備設置の進捗について	小中学校の体育館やぐるる宮代のアリーナに、空調設備が設置されることになっている。現在のような物価高騰の影響や資材の調達が難しいとされている中、どのように進められているか心配である。避難所としての機能を充実させるためにも早急な設置が必要と考えるが、現在の進捗状況は。

通告第10号	令和7年3月 定例会 令和7年2月7日 午前10時55分受付
令和7年2月7日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 金子正志 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。	
質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1 経営戦略会議について	元町長時代に定例の経営戦略会議を開いていました。その内容について伺います。 ① 会議の頻度、時間、主な内容は。 ② 会議での内容はメール配信をしていたのか。 ③ 現在に行っているのか、今後の考えは。
2 コロナ後の事業所について	コロナ禍が落ち着き、町内事業所も落ち着いたと思われます。現在の状況はいかがでしょうか。 ① ゼロゼロ融資を利用した企業・事業者は、その返済が始まり苦労しているようだが、ゼロゼロ融資を利用した町内事業者はあるのか。その後の状況は。 ② 3万円ビジネスの卒業生は累計何人か。また、宮代・杉戸町内で開業した方は何人か。さらに商工会に加入した方は何人か。 ③ コロナ前後の商工会の加入者の増減は。
3 公共施設マネジメント計画について	平成23年（2011年）4月策定の「公共施設マネジメント計画」では、公共施設及びインフラ資産の更新需要は50年間で約654億円必要としています。 令和3年（2021年）7月の「第2期計画」では、40年間で約749億円が必要となり、すべてを町の財政力で賄うことは不可能であるとしています。 10年前の試算と比べ、13億800万円➡18億7,250万円となり、年平均換算で43%増と負担額は大幅に増えていることが明らかになりました。 2021年以降、建設業界では「かつて経験のない」といわれるほどの資材高騰が続いています。一般社団

	法人日本建設業連合会がまとめた「建設資材高騰・労務費の上昇等の現状（２０２４年４月版）」によると、２０２１年１月以降の建設資材物価は、ほぼ右肩上がりで２０２４年３月の時点では２０２１年１月と比較して３０％以上も上昇しました。そこで以下について伺います。 ① コロナ禍前と現在を比較しての資材、人件費、金利はどの程度上がっているのか。 ② ３つの指数を基に「公共施設及びインフラ資産の更新需要」を計算し直すと、どの程度の予算が必要となるか。 ③ 資材高、人件費高、金利高に備えて、公共施設マネジメント計画、マスタープラン、第５次総合計画などの計画を見直し発表する必要がある。町の考えは。 ④ 自治体経営会議を開いて対応を検討すべきではないか。
４ 総合病院について	宮代町、杉戸町の住民から総合病院を望む声はたくさんあります。 ① 第８次埼玉県地域保健医療計画の基準病床数、必要病床数について、詳しい内容は。 ② 第８次埼玉県地域保健医療計画に基づいて公募の対象となる病床数の内容は。 ③ 埼玉利根保健医療圏の安定的な医療体制の構築を図るために、白岡中央総合病院の新築移転が決定している。開設はいつの予定か。宮代町西条原交差点から車で何分くらいの場所か。
５ 合併に関する意識調査について	宮代町は榊原一雄町長、榎本和男町長が「合併意識調査」を行ってきました。 新井町長は３期目を目指すにあたって、新年度予算に「合併に関する意識調査の予算を組む」考えは。

通告第 1 1 号	令和 7 年 3 月 定 例 会 令和 7 年 2 月 1 0 日午後 2 時 2 0 分受付 令和 7 年 2 月 1 0 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 佐藤 将行 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。
質問事項	質 問 の 要 旨
1 M C A サポートセンター問題について	1 2 月定例会で、進修館の指定管理者である特定非営利法人 M C A サポートセンター(以下、M C A と略します。)より、私の議会等による発言につき問題があるとの請願が出されました。 そもそも請願とは、憲法 1 6 条で保障された、何人にも認められた国民の権利であることから、請願をする権利については問題はありません。 ところが、M C A より出された請願を検証すると、新型コロナウイルスの感染拡大時にワクチン接種会場である進修館へ不法駐車車両が半年もの間ずっと止められ続けたことにより、車で来館した少くない町民の方々の車を停めることが出来ない状況が継続的に発生し続けたこと、つまり M C A ・町の双方が長期間問題解決をできなかったことが本質的な問題でした。 さらに言えば、駐車継続を発見して直ぐに M C A が行ってさえいれば、そもそも長期不法駐車問題などにはなり得なかった問題でした。 しかし、「不法駐車を行い続けた当事者が指定管理者代表者のご子息の同級生であったという事実を私がいつ知り得たのか？」という問題を過度に

	強調することにより、長期不法駐車問題の本質をすり替えると同時に、このような請願を行うこと自体が、事件に対する反省をMCA自身が行っていないことの明確な表れであると言わざるを得ないと考えます。 また、この問題が発生した当時、町はMCAに対する【指定管理者の期末モニタリング】（令和2年度）において、一切書かれていなかったのですが、その理由については、未だに明らかにされておりません。 さらに町長におかれては、私からの質問に対し令和3年7月27日付の文書にて、「～実質的損害が発生していない～」からペナルティを課さないとの回答を頂いてはおりますが、これは著しく町民感覚から乖離しており、およそ町民が納得するものではありませんでした。 そこで、町に伺います。 この問題が発生してから4年になるにも関わらず、町はどのように考えているのか。また、町はこの件に関し、MCAからどのような意見を聞いていたのかを伺います。
2 山崎アーチェリー場問題について	1 2月定例会から引き続き質問します。 山崎アーチェリー場につき、その後も様々な問題が次々と表出し続けています。 そもそも、町はこの問題につきどのように考えているのでしょうか。 また、この問題は町の他の施設等とでも共通する問題点があると思いますが、町の考えを伺います。
3 町の提出する資料や保有する情報について	町が議会に対する資料等を提出するのが、毎度のように直前になっている状況があります。協議会等の場合、開始時刻に着席し、初めて机に置いてある資料に目を通すということすらあります。 「もっと早く提出して欲しい。」といった趣旨のことを町長へ直接訴えたところ「だったら、出さな

い。」とあり得ない捨て台詞を浴びせられたことすらあります。

遅くとも前日までに提出することにより、質問がより明確になったり、議論がさらに深まったりすることになると考えます。

さらに、早めにホームページへアップすることにより、町民も目にすることができ、問題の共有化を図ることも出来る。これはまさに「宮代町まちづくり基本条例」に謳われている第4条「自治の基本原則（情報の共有）」や第5条「市民の権利（情報を知る権利）」そのものと思われませんが、町の考えを伺います。

また、この通告書作成時点ではその全容は不明ではあるが、担当課から「宮代町情報公開条例」若しくは「宮代町情報公開条例施行規則」がようやく改善されることになったと聞いていますが、既存の条例若しくは施行規則では何が問題であったのかについて伺います。

4 町の行う事業について

町は地方公共団体という性格上、町民が安心安全に暮らすために、様々な事業・事務を行っていることは承知しています。

一般に行政事務は4,000件前後ともいわれており、また、町の一般会計の事業数（年度始め時点）に関しては、令和6年度が236件、来年度の令和7年度は237件を見込んでいるとのことであります。

ところが、以前から指摘していることではあるものの、町はその主催する事業等につき、関係する資料・メモ等を残し、かつ、その事業終了後や事業によっては毎年度ごとに検証作業を行うという当たり前のことが、なぜかきちんとは行われていない状況が相変わらず目に付きます。これらの検証がきちんとは行われていないことから、多額の税金の無駄遣いが発生し続けていると考えます。最近では、笠原小学校に隣接する、ふじ児童クラブを短期間に2棟も建設したこと、いわゆる【宮代

町1億円問題】が記憶に新しいものであります。

さらに、八潮市で発生した下水道管事故に関し、町内の更新すべき管の割合や更新状況等を担当課が回答できないことから、精緻な検証などなされていないことが垣間見えます。

そこで、「事業検証」というものについて、町はどのように考えているのかについて伺います。

また以前、公文書公開請求をした際、公文書の原本そのものに対し記載された文字をボールペンで塗りつぶした職員がいたものの、その件につき町は何ら処分を下すことなく終局させたという、公文書毀棄罪に該当する事件がありました。この事件の事実関係については、町も了解済みであると思います。

そこで町は、公文書について、さらには公文書作成・保管等につきどのように考えているのかにつき伺います。

通告第 1 2 号	令和 7 年 3 月 定 例 会 令和 7 年 2 月 1 0 日 午後 1 時 3 0 分受付 令和 7 年 2 月 1 0 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 丸山妙子 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。
質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1 P F A S (有機フッ素化合物)の人体への影響について 2 中学校を 1 校に統合する必要性について	新聞報道等で P F A S の数値が以上に高い地域があり、全国で検査が進められている。 県の考え方や方向性はあるが、当町としての考えはいかがか。 また、現在町では水の再利用もできる循環型トイレの導入が検討中と聞く。人体への影響等、安心なのか、今後 P F A S について、検討課題の 1 つとなるのか伺う。 令和 9 年度に公共施設の適正配置計画の方向性が示される。小学校 3 校、中学校 1 校に統廃合することは本当に適正なのか。 特に中学校 1 校に関しては、課題が多いと考えるがいかがか。 (1) 中学校 1 校にする理由の一つが、部活動の数の問題である。部活動に期待を求める保護者や生徒も多く、これまでの教育的成果は認められるが、一方では、課外活動である部活動に、専門外の教師が指導にあたる負担増となっている。生徒や保護者にとっても、課外活動である部活動に参加することが、当然のような風潮があると感じる。学校教育の基本

は、学習指導であり、部活動は課外活動であることを改めて確認し、地域や保護者等にも発信する必要がある。従って、部活動は統廃合の理由にはならないがいかがか。

(2) 現在、小中学校の自由選択制がある。3校の中学校から選んでいる。各学校は、これまで特色ある学校作りに取り組んできている。地域のバックアップもあり、地域の学校として大きな成果を上げてきている。子どもたちが自身の特性を活かして中学校生活を送るために、学校を選択できることが大事である。1校のみとなり、全く選択できなくなることがあるがいかがか。

(3) 残念なことではあるが、学校生活の中で様々な問題が発生することがある。例えば、いじめ問題や不登校等、環境を変えることでしか解決できないような場合もある。そんな時、選択できる余地が絶対に必要であると考えるがいかがか。

(4) 以前から課題として挙がっているのは、登下校の通学時の安全確保や通学方法、例えば道路整備、防犯灯の増設などは進んでいない。通学距離についても、計画から10年、温暖化による気温の上昇による熱中症や不審者増等に対する保護者の不安等、通学に不安材料が更に増し安全な登下校の確保は難しい状況であると考えるがいかがか。

3 ジェンダー重視の避難所を

県は、昨年12月、災害時に市町村がジェンダー視点を踏まえた避難所開設・運営ができるよう支援するため、「ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化のための標準手引き」を作成した。「手引きを活用して、誰もが安心安全に使える避難所の運営に努めていきたい」と県の担当者のコメントが掲載されていた。

町は誰もが安心な避難所になるようどのように工夫するのか伺う。

通告第 1 3 号	令和 7 年 3 月 定 例 会 令和 7 年 2 月 7 日 午前 9 時 5 0 分 受付
令和 7 年 2 月 7 日 宮代町議会議長 様 宮代町議会議員 野原洋子 一 般 質 問 通 告 書 次の事項について質問したいので、通告いたします。	
質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1 「小さな政府、安い税金」を目指した事務事業評価をすべきでは	令和 6 年度の国民負担率は 45.1%、財政赤字を加えた潜在的な国民負担率は 50.9%となる見通しである。幸福実現党は、国及び埼玉県に対し、国民負担率を低減させる政策の実現を強く求めている。バラマキ政策と税金の無駄遣いをやめ、行政効率を上げるとともに、行政改革を徹底的に行うことで、簡素で税率の低い税制に変えていくことが重要と考える。すなわち「小さな政府、安い税金」を実現するべきであり、非常に高い水準に達している地方税負担を早急に軽減すべきである。 (1) 本町の事務事業評価の在り方を伺う。 ① 本町の事務事業評価の現状はどうか。 ② 他の自治体の事務事業評価の先進事例を調査し、積極的に本町の評価に反映すべきと考えるがどうか。 ③ 事務事業評価を実施し、その結果を本町のHP上に公開すべきだと考えるがどうか。 ④ 事務事業評価は、少なくとも事業費（財源を明記した上で、人件費等の内訳を示したもの）と成果（アウトプット指標だけでなく、アウ

トカム指標のKPIを設定したもの)を明記した上で、可能な限り外部評価を交えながら行っていくことが重要であると考えているがどうか。

- ⑤適切な事務事業評価の実施の有無に拘わらず、決算関係資料として主要事業の「施策成果表」を公表すべきであると考えているがどうか。

(2) 事務事業評価と予算編成の在り方を伺う。

- ①人口5万人の茨城県那珂市では、令和6年度の評価結果について、119件(59.5%)を「見直し事業」とし、業務のスリム化につなげている。本町では、こうした事業の見直しは行っているか。行っている場合、実績はどうか。

- ②総務省の「政策評価に関する標準的ガイドライン」では、評価の基準について「必要性」「効率性」「有効性」「公平性」「優先性」が挙げられている。本町は事務事業について、ガイドラインに則った評価を行っているか。また、評価方法の妥当性について、逐次検討は行っているか。

- ③東京都品川区長は、「徹底した情報公開と事業評価でムダを削減し、毎年1%＝約20億円の財源を捻出」することを公約に掲げ、実際に23億円を捻出した。本町では、事業のムダの削減と、財源の捻出をどの程度行っているか。

(3) 事務事業評価を生かした減税の推進について伺う。

- ①市民税減税を行った事例として、名古屋市が挙げられる。本町も事務事業評価で財源を捻出し、住民税の減税を実現するのはどうか。

- ②固定資産税は民間企業の経営に負担が大きい税金であるため、事務事業評価で財源を捻出し、固定資産税の減税を実現するのはどうか。

- ③災害や不況によって財政悪化が進めば、住民税などの増税で、住民負担が増える恐れがあ

	る。「将来の増税」を避けるためにも、日頃から事務事業評価でムダを削減し、余裕資金を「財政調整基金」に積み立てていくことで、「ダム経営」を実現することが重要だと考えるがどうか。
2 町内のメガソーラーの開発に規制をかけるべきでは	本町でも耕作放棄地だった土地にソーラーパネルが設置され続けている。規制がなければ増え続けていくと思うが、日本中でソーラー発電所の爆発による火災が多発し、感電の恐れがあるため放水による消火活動ができず鎮火まで数日かかる。火災の危険性や、数年後のゴミ問題などを考えて規制すべきと思うが、いかがか。
3 震度7以上の大地震や、予想できない有事が発生した場合について	①ある程度予想がつく台風などと違い、大地震や他国からの攻撃などの場合、町が即時対応できることは何か。 ②いわゆる公助である行政の救助活動には3日かかるといわれている。それまでに共助である自治会組織、自助である個人の備えで必ずしておかなければならないことは何か。優先順位は。